

第3回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会

開催結果の概要

京都府治水総括室

第3回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会

議 事 概 要

- 1 日 時 平成18年11月5日（日） 午後4時20分～午後6時15分
- 2 場 所 シルクホール（きらっ都プラザ京都産業会館8階）
- 3 出席者 座 長 金田章裕
委 員 川崎雅史、芝池義一、関根英爾、田中真澄、戸田圭一
新川達郎、槇村久子
京 都 府 27名（森田悦三土木建築部長、中居隆章京都土木事務所長
小泉和秀治水総括室長ほか）
京 都 市 12名（奥村治男建設局水と緑環境部長ほか）
一般傍聴 - 名 シンポジウム参加者122名
報道機関 3社

4 内 容

（1）事務局説明

- ・別添資料により、第2回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会開催結果の概要、京都府鴨川条例（仮称）に関する一般意見、京都府鴨川条例（仮称）第2次素案について説明

（2）意見交換

各委員が京都府鴨川条例（仮称）第2次素案について発言

（3）座長とりまとめ

- ・本日、これまでのご議論を踏まえた第2次素案をつくっていただき、それを審議した。更に本日の議論を踏まえてバージョンアップしたものを次回に検討いただく形をとりたいと思う。

(4) 主な意見

前文、総則、基本理念

【新川委員】

- ・ 1頁の修正はこれで結構だが、6頁の「関係者の責務」との関係で、京都市と京都府との役割分担をどの様に考えたらいいのか。府の条例に京都市のことを書きにくいのが、鴨川について京都市の活動を除外して考えることはできない。とりわけ、都市計画、景観行政、廃棄物処理、公害規制の観点から京都市の活動は非常に重要だと思う。
- ・ 条例本文には、京都市ことを書きにくいのが、逆に前文に府と京都市の役割を示せないか。その上で宣言としては、府市が協調連携して良い鴨川を作り、次代に残していく視点を明確にできないかが前回の発言の趣旨であった。
- ・ 府の責務に京都市との連携が簡単に書き込まれているが、これでは実際に府が何をし、市が何をし、全体として鴨川が良くなるかが見えにくい。また、多くの人に条例を通じて鴨川の現状と将来を知ってもらうという観点では、前文に明確にそれぞれの役割を書く方が良いのではないか。

【田中委員】

- ・ 「基本理念」の「鴨川等の安心・安全で良好かつ快適な河川環境の保全」を、河川管理者としては、具体的にどの様に捉えているのか聞きたい。

【事務局】

- ・ 第2回目の委員会で鴨川の目指すべき方向性を3つ提案した。1つは安心・安全の鴨川、2つ目が美しい鴨川、3つ目がより多くの人々から親しまれる鴨川を示した。安心・安全は、総合的治水対策を進めることがメインになる。2つ目の良好な河川環境は、鴨川環境保全区域あるいは景観の問題を取り上げるものである。3つ目の快適は、これは主に利用のことを指している。快適な親水空間、アメニティーの創造も河川環境のひとつとして河川法で取り扱っており、その様な利用を念頭に置いた表現である。

【新川委員】

- ・ 京都府の条例に、京都市の責務をどこまで書けるかは難しい。京都市は自主的に協力い

ただくことを関係者の責務とすることが限界と思う。

- ・しかし、ここに書けなくても、例えば連携、協働など、京都市も自主的に努力をしていただくときに、具体的にどの様な役割を果たしていただきたいのかという気持ちは、条例を提案する側としては明確にあってもいいのではないか。仮に書くとすれば、前文に京都市が流域全体の土地利用や都市計画の権限を持っており、それと河川管理者としての府が協力連携するということが表現されていれば、関係者の責務の条項が実際には連携・協働を言っているとわかる。

安心・安全の確保

【戸田委員】

- ・修正はこれで良いが、8頁の1の(4)の「警戒避難体制の充実に向けた」とあるが、少し具体的に細か過ぎ、「災害の防止、軽減に向けた防災情報の的確な提供及び啓発活動」の表現の方が広くカバーしている。
- ・もう1つは、シンポジウムでもあったように、流域全体を考えて鴨川を見るという話であれば、(1)(2)(3)(4)の項目はこれで結構であるが、例えば順番を(3)(2)(1)(4)として、流域全体としていかに森林や山を管理するか、そして出てくる水をどの様に流域として抑えていくか、それから河川の問題、ソフト対策とした方が流れとしては通りやすい。

【芝池委員】

- ・事務局の方の意見を代弁すると、(1)(2)というのは河川管理者の仕事であり、(3)(4)は別の者の仕事という整理だと思う。

良好な景観の形成

【田中委員】

- ・鞍馬川との合流地点より下流は河川法で河川保全区域に指定されており、この条例で上流に新たに鴨川環境保全区域を指定するのは、河川法によらずに環境保全を目的にするとして理解するが、鴨川環境保全区域の定義を聞きたい。

【事務局】

- ・10頁の1の(1)で「知事は、鴨川等に土砂等が流入することを防止する必要があると認める区域を」としている。鴨川の上流域において、平成4年以前に土砂等が流入することによって河川環境に悪影響があったため、予防的な観点から防ぐという考え方であり、鴨川環境保全区域は、土砂等を河川に流入しないように防止する必要がある区域と考えている。

【田中委員】

- ・環境保全区域とするならば、肝心な自然生態系の保全、生物多様性の角度、水質など河川条例の根幹が抜けている。土砂等が流入するという名目が1つだけ書いてある。前回質問したが、鞍馬川との合流地点より下流は許可制、上流地点は届出制の素案を示されたが、何故上流域を許可制にしてはならないのか疑問を抱いている。色々専門家にもお聞きした。この委員会に寄せられている多くの意見を少しでも反映させ、環境を守るために少しでも規制していく姿勢を貫くならば、全て許可制にすべきだと思う。
- ・何故出来ないのでしょうか。法律的な制約があるのであれば仕方ない。しかし、従来の河川法では利水、治水を中心とし、1997年に改正された河川法の一番重要な主軸は環境の保全、再生である。この様な大義名分があるわけだから、これを直視してもう少し環境保全の面で上流域を見ないとだめだと思う。
- ・10月20日に弁護士会からの意見書が出ている。河川環境保全の点から下流の保全区域と上流の環境保全区域は順序が逆だと言わざるを得ない。開発は上流において下流よりも厳しい規制を受ける。河川法は必ずしも開発の許可制を伴う区域指定を河川法54条の河川保全区域に限定し、それ以外に条例で設定することを認めないという趣旨ではない。この様な法律の専門家の意見なので、非常に重要な意見ではないかと思う。これについて、どの様に管理者は受け取っているのかお聞きしたい。

【事務局】

- ・許可制にするか届出制にするのかという規制の強さの問題であるが、法律の作り方の原点として、目的を達成するための必要最小限の規制に留めるべきという基本的な考え方がある。

- ・仮に土砂等が河川の中に入れば河川法を発動して、堆積した土砂を除けるなど相手方に現状に回復させることを求める。そうなる手前に、土砂等が流入しないように指導を行うことであれば、許可制でなくとも届出制でその目的は実現できる。更に公表や立ち入り調査をすることで、目的は達成できると考える。

【芝池委員】

- ・個人的には環境の問題に関心が強いし、環境保護派という点では法律家の中では人には負けなつもりであるが、その様な考えをストレートに出せないのがつらいという気持ちで発言する。
- ・下流が許可制で上流が届出制は順序が逆だという話であるが、下流は河川の安全、主に洪水の防止の見地からの許可制である。問題の上流の規制は、洪水の防止ではなく、環境、特に水質の見地からの規制なので、上流と下流では問題の趣旨、目的が違うので、順序が逆だという議論は成り立たないと思う。
- ・2点目の指摘は、田中委員の話は廃棄物処理場のことだと思うが、私は廃棄物処理場に関して、これまで3回京都府の条例に関わっている。最初は廃棄物処理場の規制そのものに関する条例である。2回目は森林の関係で、豊かな緑を守る条例であったが、そこでも問題になった。今回3回目であるが、色々なところで問題になる。どの様にして取り上げるのが一番いいのかという問題があり、いきなり鴨川の条例の中で取り入れるのがいいのかという問題がある。この条例は河川管理者が作る条例であるから、空間的には河川の領域を越えて規制できないと思う。沿岸部に廃棄物処理場があっても、ストレートに規制を加えるというのは非常に難しいと思う。
- ・日本の行政は全て縦割り行政であり、今の3つの条例もそれぞれ違うところで作っており、それぞれの部署がそれぞれの守備範囲を持っている。これを解決するのは、結局知事が英断を下して、各課を越えた組織を作り、そこで条例を考えることになる。それが根本的な解決方法だと思う。

【田中委員】

- ・芝池委員の話はよくわかる。産業廃棄物処理に関する法律が、独立した法律であることは承知している。河川に負の影響を与える行為は、土砂や産業廃棄物だけでもないが、

環境の視点は、残念ながら河川法は抜けていた。その様な意味で、せっかく条例を作るのであれば、河川法で補えなかった環境という主軸を条例に織り込めないのか。その中で、少しでも河川環境を良くするために土砂の堆積、流入あるいは産業廃棄物だけではなく、将来河川環境に影響がないときは許可制にして許可すれば良く、河川環境に負の影響を多大に与える事業については許可をしないという知事の裁量権を、十分条例に盛り込めるという気がしている。

【新川委員】

- ・ 1つはこの河川の環境保全の観点で、「土砂等」に何がどこまで入るのか気になる。
- ・ 2つ目として、届出制で勧告、公表、立ち入り調査まで相当頑張っているが、逆に必要十分な予防的な措置になり得るのか。事が起こってしまった後では遅いというのが、環境の問題に敏感な方々の議論で、一方で、事が起これば河川法で対処するというのが事務局の立場である。
- ・ そうすると、10頁からの規定のあり方として、事が起こらないように予防する能力、実際の効果はどのくらいあるかがポイントである。その際に、必要十分な措置があるのかが気にかかる。過去の経験や今後上流域でどのような開発行為がありそうなのか、既開発の負の影響がどの様に出るのかも併せて考えていく必要があると思う。
- ・ 届出で十分か、許可制にしないと効果がないのか、どちらにすれば良いか計りかねており、予防的な措置として本当に届出で十分機能するのか見きわめが大事だと思いながら聞いていたが、事務局でどの様に考えているのか伺いたい。

【事務局】

- ・ 届出制は、例えば公害関係の法律でよく用いられているが、公表や立ち入り調査で間接的な強制力しかないが、一定の効果を発揮していると受けとめている。
- ・ 今回の届出制についても、具体的に行為者がどの様なプレッシャーを感じるかは計りかねるが、少なくとも届出を事前にしなければ公表されるという間接的な強制力を持たせており、一定の効果があると思う。

【田中委員】

- ・生態系の保全、水質の保全や自然環境の保全という視点で、どのようにすれば良いのかという具体的なことがここで見えてこない気がしているからだ。
- ・仙台の広瀬川の条例は許可制になっている。これぞ鴨川の条例だという心に響くものがない。また、自然生態系の豊かな流域をどう保全するのか課題である。
- ・オオサンショウウオを例に挙げているが、これだけが特別ではない。色々な小さな生命が住む環境があってはじめて川は生きており、人間もまた、川の恵みがなければ生きることが出来ない。川の条例ということになれば、本質的なものをきちんと捉えなければならない。
- ・何がネックで許可制にできないのか非常に疑問を持っており、もう少し議論をしていきたいと思う。河川の開発行為については、できるだけ河川に負の影響が出ないような条例を作るべきだと思う。

【芝池委員】

- ・田中委員は河川の開発行為を言われているが、許可制の対象を考えておられるのは、土砂の堆積など沿岸部での行為ですね。河川区域は関連あるのか。

【田中委員】

- ・例えば事務局は連続性と言っている。合流点から下流の都市河川については、河川保全区域18メートルという規定がある。上流域もその様にするのかは、ここには書いてないので、これからの討議の問題だと思う。

【事務局】

- ・河川法で鴨川に関係する河川区域は、水が流れているところを1号地、堤防や護岸など河川管理施設を2号地と呼んでいる。
- ・河川区域の中で河川を汚損、損傷する行為があれば、河川法を発動して取り締まる。しかし、河川区域外の出来事であれば河川法が適用できず、別の制度が必要になる。
- ・河川法はその様な出来事に対応するために、河川保全区域をつくっている。これは河川区域外において、堤防などを保全するために必要なエリアを定め、開発行為を許可制に

している。

- ・鞍馬川の合流点より下流は河川保全区域が設定されており、開発行為は許可制になっているが、鞍馬川より上流は設定されていないので、河川区域外で行われる開発行為は、今のところ河川法の規制がない。今回、河川に影響が出る、土砂の流入のおそれがある行為について、事前にその行為を把握し、その様な事態に至らないようにするものである。

【芝池委員】

- ・田中委員の話の環境保全を今後の運用に盛り込むのであれば、1つ考えられるのは、河川法上の河川保全区域を環境保護の見地から運用することになると思う。河川法で環境の要素が入ったことも、そこで生かせる気がする。ただ、河川法適用の問題なので、条例とは別の話になる。河川保全区域を環境保護の見地から運用することは、認められるかという問題はある。

【新川委員】

- ・芝池委員の話をもそのとおりと思いながら聞いていたが、10頁の規定が、基本的には河川敷や堤防など河川区域に関係する工作物に関する規定であり、ここだけで環境の問題全部を考えていくのは難しい。
- ・この内容では環境保全区域という言葉自体の捉え方は極めて限定的な中身しかなく、これで生態系全てを含めた環境全部の問題を扱う規定としては、相当限界があるという印象がある。
- ・もしやるのであれば、工作物の届出制そのものよりは、土砂等の流入の中に河川の環境や水質などに影響を与える要素、つまり様々な汚染物質の流入を含めてコントロールするような規定の仕方をしないといけない。例えば周辺の地下水の問題、雑排水の問題、事業所の排水の問題まで含めて議論することになると思う。
- ・そこまで規定をするのであれば、別の観点でこの規定は考え直さないといけないが、今回は考えていないというのが率直な印象である。

【金田座長】

- ・議論を整理すると、河川法で河川保全区域として規定されているものについては、きちんと適用される。河川法の規定を使って上流域に対応する可能性は残っているが、この条例の範囲を越える話なので改めて議論をしないといけないということが1つ。
- ・もう1つは、許可制と届出制の実行上の問題と、適用の範囲について問題があり、この条例で実施するには未解決な問題がありそうだという指摘。一方、届出制で実効性があるのかという議論もあった。
- ・もう1つは、土砂等をどの様に定義するのかによる適用範囲は検討の余地がある。ただし、これはしっかり検討しないといけない。
- ・もう1つ、委員の方から指摘はなかったかが、河川法を越えて、この条例としては流域全体を土砂等が流入することを防止する必要があると認める区域という限定はあるが、予備的なところも含めて、そこに踏み込み鴨川環境保全区域を指定していく、その様な方向性を強くにじませていることが、一つの大きな特徴だと思う。
- ・本日は、その様な意見をいただいという認識で、もう一度検討をしていただくことにしたいと思うが、どうか。
- ・ありがとうございます。

全般

【新川委員】

- ・「条例の見直し」と「府民会議」の関係については、もう少し整理した方がいいと思う。条例を見直したり、京都府がきちんと条例を実行し、条例のねらいを実現しているということの評価し、必要に応じて修正をする。これは、府の附属機関として設置される審議会等の役割に近いと考える。
- ・鴨川府民会議というのは府民協働の推進という、パートナーシップ組織、ネットワーク組織に当たるものである。ここでの意見が積極的に反映され、府の河川行政が進むことについて異論はないが、条例を見直し、評価する附属機関的なものと、鴨川府民会議的なものは両方あっていいと考えており、一緒にするのがつらいという気持ちがある。
- ・鴨川府民会議が府の附属機関では、物を言いにくいであろうし、少し役割分担を考えてもいいのではないか。その上で、この府民会議と、審議会的なものとの協力関係を謳えばいいと感じており、整理できないか。

【田中委員】

- ・「府民会議（仮称）」は、府民協働、住民参加という観点から、できるだけ府民の方の意見を反映できるような会議に持っていきたいと思う。準備会の様なものから出発して練り上げていく方法もあると思う。また、性急に条例の結論を出してはいけない。

【槇村委員】

- ・京都市との連携については、基本的な計画とその実現を考えたとき府と府民・事業者との関係は権限の度合いがかなり違う。
- ・「府民会議」は、何をどこまで決めることができるのか。意思決定し、力を持つことができなければ、「意見交換して終わり」となってしまう。
- ・市との連携・協働については、府民・事業者と並べず、行政と行政の関係は別建てで1項を設ける方がいいと思う。
- ・理想は、鴨川条例を元気を持って作るには、今までと変わった、超えたものを提示することに大きな意味があると思う。法律上、行政の権限は、知事が英断を下せば各課を越えて条例化できるという話もある。初め知事はその様に言っていた気がしたのだが。
- ・例えば、道路法は道路法、河川法は河川法、都市計画法は都市計画法と以前から言われてきた。非常に至難なことは判るが、河川の中だけではないことをやるのが初めの目的であったと思うし、一挙に行かないとしても、各課、個別法あるいは府市を超えるような何か一文が入らないものか。新しく作るのであれば、鴨川条例の中に新しい枠組みを盛り込めないか。
- ・14頁の（3）であるが、単に室外機をどうするという問題だけではなくて、隣接する建物の景観も言っているが、先ほどの映像の産業廃棄物は、環境だけでなく山の中の河川景観に対して非常に阻害要因であるが、この規定であれば入らない。環境は他で守られるが、景観はどうしようもない。例えば、山の中に塀、矢板、変な石積みはこれでは守られない。保全区域にも入ってない。
- ・河川の景観を都市部もあるが、山の中も今まで言ってきたことから狭くなった気がするし、何かもう一歩できないかと思う。どの様に書き込めば突破できるか判らないが、今回全部できなくても、次のステップに繋がるような、少し枠組みを越えてやるというこ

とを書けないものか。前文で書いてあると思うが、個別、別建てで一文を入れることができないかと思う。

【関根委員】

- ・府民会議と京都市の参加の関係であるが、前回の委員会でも述べたが、京都市が府民会議のメンバーとして入ることはいいと思うが、この条例を実施するには、京都市の持っている権限は非常に大きい。実行するには京都市の協力、連携がなくてはできないのが現実問題であり、条文上どの様に入れるかは別にして、京都府と京都市の行政レベルでの会議というのは不可欠であり、是非協議してもらいたい。府民会議での京都市民、住民の意見を踏まえて、行政に具体的に生かす仕組みが必要であると思う。

【川崎委員】

- ・楨村委員の京都市と京都府の連携の問題であるが、産業廃棄物、納涼床の問題もそうであるが、今回の条例で、遠景、中景など幅広い景観の問題も含めて、川の連続的な視点場からどのような景観があるのかは、川の中に入らないと見えない景観なので、街の中の景観とは違う見方で要請できるという条文が入ったのは、非常に画期的なことだと思う。
- ・納涼床の審査基準を検討をしているが、京都市の景観、緑地関係の課の方々も本日出席されている。府民会議で府民の色々な意見を聴取し、役所の方も府民の方々も平等にフリーにディスカッションし、合意形成した上で、それを踏まえて具体的な検討を進めることになる、そのためには、納涼床やその設置基準もそうであるし、例えば産廃の特別区域を作り、それを受け渡して京都市と密接に連携して具体化するという、実質的な連の中身がないと、いくら条文に書いても進まないと思う。
- ・納涼床については、京都市の方々も積極的に、クーラーの室外機にしても、河川区域に置いてあったり、民地に置いてあったり、管理組織が違くと複雑に難しい問題もあるが、肩を並べて実質的に議論をする場に出てきていただいている。その様な意味でプロセスの中で評価していくべき問題だという気がする。

【金田座長】

- ・意見の主要な点は、府と市の役割を踏まえた協働の中身を明確にできないかということ。

文言を書く書かないということだけではなく、実質的に協議して府と市の役割を明確化する作業を積極的に進めないといけない。そうでないと、実効的な形になりにくい。

- ・府民会議についても、準備会を作るという提案も含めて、その機能の整理を進めないといけない。
- ・この意見を踏まえて検討を進めることにする。

傍聴者の意見

【傍聴者 1】

- ・条例の前文の精神を生かす立場から、上流域の問題は届出制や許可制ということではなく、本来の姿を取り戻す立場で考えてほしいと思う。鴨川上流域の環境を取り戻して、本来の鴨川の景観にする様な方向の条例にしてほしいと思う。
- ・上流域の産業廃棄物処理については、以前行われた流域懇談会でもあの施設は困ったものだというのが委員か座長からあった。土砂堆積について、京都市や京都府の行政が善処策を考えてほしい。営業されており、補償しつつ代替地、斡旋も含めて、鴨川の上流域から撤去してほしいと思う。
- ・一見きれいな鴨川だが、上流域の汚れ、自然環境破壊は中流、下流に大きく影響していることは間違いなく、土砂の流入などの原因を取り除く、将来そういう方向に行くのではないかという期待の持てる条例にしていただきたいと思う。シンポジウムにもあったが、出雲路橋、御園橋から見る景観のひざ元には、行ってびっくりの施設や土砂があることを忘れないでほしいと思う。

【傍聴者 2】

- ・国の施策、河川法が目指している住民参加、環境の問題は重要である。世界中で問題になっているが、住民が見える形で意見を述べる機会、それを取り上げる府や市の考え方が確立されていないと思う。
- ・行政の範囲の中で府や市は議論しているが、観光や都市振興、京都弁護士会が今までしてきた京都での環境破壊に対する提言は、それぞれの専門家が御存じだと思う。意見書も今回も出されている。今の議論を否定する勢力があることは事実です。その辺に向けて京都がこういう議論をして条例ができたが、尻すぼみになったということは他の地方

都市にはある。京都の行政だけで考えるのではなく、住民参加型、環境の専門家も少ないように見受けられるのでその辺も考えてほしい。そういう会議で随分議論をして、みんなが納得できるように。京都府民全体が、みんな問題を抱えてます。淀川の問題、瑞穂町のダムの問題もある。色々な河川の問題をみんな注視している。

- ・子供や孫の世代に対して責任をもって、条例や河川計画は住民参加の上に立って議論をしていただかないと。特に国の方は地方議会、地方分権の問題もあるが、こういうことをやるなら他の部門について予算はつけないなど中央で締めつけがあるし、専門家の学会の中で締めつけがあるのを見ている。マスコミもよく見てます。その辺を踏まえた上で議論をしていただかないと、この議論は無に帰すると思う。

【傍聴者 3】

- ・貴船川、鞍馬川、岩倉川など鴨川の支流があるが、鴨川は鴨川だけで成り立っておらず、すべて鴨川に流れ込んでくる水である点を考えていただきたい。
- ・鴨川流域懇談会でも述べたが、鴨川に未だに25カ所の下水のオーバーフローの放流口がある。京都市は時間60mmまで対応する工事をされていると聞いているが、この条例の中にはその旨が謳ってなく、如何なものかと思う。

【傍聴者 4】

- ・600台の放置自転車があると書いてあったが、禁止してもなくならないと思う。とめるところがないから川にとめると思うので、とめる所を四条界限などに作ってほしいと思う。
- ・バーベキューも、呼びかけをするが一向に改善が認められないとあるが、当然のことだと思う。ごみが汚いと苦情があるのもわかるが、バーベキューをすることで鴨川の良さもわかったり、自然はいいなと思ったりすると思う。時間を規制する、9時までとかにする、大きなごみ箱を設置するなどして、ぜひできるようにしてほしいと思う。マナーを守ろうという看板を立てることで大分改善されると思うし、学生も理解すると思う。

【傍聴者 5】

- ・他府県から友人が京都に来ると、まず連れていくところは鴨川だった。鴨川は、パリや

プラハに負けないぐらいに川を中心とした町で、僕らの誇りだったが、過去5、6年の間に水量が減ったのと中州が増えて対処できないかと心を痛めている。

- ・基本理念の第2項を頭から素直に読むと、鴨川の河川環境の保全は周りの状態に調和するように行わなければならないと、主語と目的語が逆さまに見える。これは、利用、開発、景観は保全を全うできるように行われるようにしなければならないと、作るべきではないか。
- ・鴨川府民会議の問題ですが、具体的なテーマとしては、24頁にあるように非常に切実な問題がある。色々な意見が出て、どの様に取りまとめ、実行できるのか今回の会議から見えてこないが、行政が責任を持って、実行力がある人たちで行われる仕組みになるよう対処してほしいと思う。

【傍聴者6】

- ・鴨川を景観だけではなく一体として捉えるには、市民が共有できる水質の基準を設けるべきではないか。そして、水質に直接負荷を与える諸問題については、必要な規制を考えるべきではないか。鴨川に流入し、表流水、地下水となる区域は明瞭にあり、生活活動の一部を制限した上でも、メリットの方が大きければその様に誘導していく方向が、理念として大事だと思う。
- ・数年前、江戸湾に向かいゴルフの打ちっぱなしをしていた人が捕まった。公水面の法律ではなく、産業廃棄物の法律により、回収の意思のないボールを江戸湾に打ち込んだことが罪で、起訴され罪に服した。関係法令はばらばらでも、一つの環境、共通の財産を守る理念の下では、現行の法律も適用できると私は解釈した。
- ・今回、鴨川の問題をテーマとしており、関係の法律を鴨川保全で整理をすることは可能だと思う。鴨川の保全を議論した成果を具体的な形とし、より良好で安心で安全でみんなが親しめて、将来は鴨川で子供たちが遊び、泳ぎ、水を飲んでも大丈夫な水質まで回復するという目標を、条例の出発点に議論していくべきでないか。
- ・条例が提案されたことに最大の意義を見出しており、今後、府民会議などより幅広い人たちの声が反映する形でされるべきだと思う。流域の3分の2は山林が占めているが、委員に山林の関係の方がいないことが残念です。この様な人たちも含めて共感できる保全の方向、守っていくべき方向性を、今回見つけることができるのであれば、将来に向

かって大きな一歩になる条例になると期待している。

【金田座長】

- ・本日、これまでのご議論を踏まえた第2素案をつくっていただき、それを審議した。更に本日の議論を踏まえてバージョンアップしたものを次回に検討いただくと形をとりたいと思う。

(以 上)